九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

20世紀前半カリフォルニア州における日系移民児童保護の研究

大森, 万理子

https://hdl.handle.net/2324/4059964

出版情報：Kyushu University, 2019, 博士（教育学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

（様式８）

氏　　名　：大森　万理子

論文題名　：20 世紀前半カリフォルニア州における日系移民児童保護の研究

区　　分　：甲

博　士　論　文　の　要　約

本研究は、20 世紀前半のアメリカ・カリフォルニア州において、「保護されるべき（dependent）」存在として、移民の子どもたちが形成され、児童保護事業が、複合的に展開する過程を日系移民社会に着目して解明するものである。

P.アリエス（1960）が近代における子ども期の誕生を指摘して以降、アメリカ史の先行研究では、子どもが歴史的対象として扱われるようになり、児童保護という事象を子ども期に対する「心性」の変化として論じる研究が現れ始めた。児童保護の歴史研究では、古典的な研究として評価される J.ドンズロ（1977）が、子どもの保護をめぐって「私的なもの」と「公的なもの」の間に形成される「保護複合体」の出現について論じた。アメリカ児童保護史研究は、この 2 つの研究に影響を受けて進展してきたが、白人中心的記述の中で、「保護されるべき」移民の子どもの存在は、主題とされてこなかった。そこで、本研究は次の 2 つを検討課題とした。1 つは、移民流入という 20 世紀前半の社会の変容に即して、児童保護の形成過程を分析することであり、第 2 の課題は、児童保護をめぐる「保護複合体」の関係性と具体相を分析することである。

まず、第 1 章では、カリフォルニア州慈善矯正委員会に焦点を当て、州政府が人種・宗教別の児童保護を構想していたことを明らかにした。1910 年代にオリエント、とりわけ日本からの移民の流入を経験していたカリフォルニア州は、移民対策が喫緊の課題となっていた。州慈善矯正委員会の幹事オーモント・ゲイツは、日本人移民に対する懸念を表明し、クリスチャン・ホームの保全のために、要保護児童に対しては、人種・宗教別の里親委託を実施することを提案した。委員会は、それまで民間団体によって行われていた保護事業を監督する権限を強め、少年裁判所を頂点とした「保護複合体」を形成する。それは、州政府の権限強化ではあったものの、州立施設に統合するような強力な管理ではなく、既存の民間孤児保護施設や里親委託団体の監査と報告義務を強いる形で進められた。すなわち、人種・宗教に応じた民間団体の活動を利用した緩やかな統治の方法であった。1910 年代後半になると、委員会は、知能調査という科学の客観性を利用し、知能の人種的差異を強調することによって、児童保護構想を補強していった。

州の人種・宗教別の児童保護構想の下で行われた民間の保護団体の活動の展開を論じたのが、第 2 章と第 3 章である。第 2 章では、日系プロテスタント保護団体である羅府日本人人道会（以下、人道会）とその後継施設である南加小児園（以下、小児園）の活動について分析した。楠本六一を中心として構成される人道会は、在米日本人の組織でありながら、白人中流階級的価値観を反映し、子どもや女性を保護し、移民家族の改良を目的とした社会改良を行った。日系児童のために 1914 年に開設された南加小児園では、親が養育できない子どもが保護され、小児園は、家庭の代替とし

ての役割を担った。だが、小児園では、アメリカの「善良なる市民」としてだけではなく、「陛下の赤子」として、すなわち日本人としての教育もなされ、二重の人間形成が行われた。戦後の小児園再興の際には、施設経営から里親委託事業への運営形態の転換がなされる。「日系人の子どもは日系人の家に」委託され、保育されることが「自然」であるとされた。つまり、日系移民の子どもを対象として、人道会と小児園は、「アメリカ的生活水準」の達成のための手段としてだけではなく、日本人としての「ナショナルなもの」の保持あるいは形成の場でもあった。

前章で論じた日系プロテスタント保護団体に比して、第 3 章では、アイルランド系カトリック宗教団体の児童保護事業を取り上げた。カトリック神父が、ロサンゼルスに開設した在米日本人の子どもを対象とした孤児院（1912 年開設）と学校（1915 年開校）は、1920 年に海外宣教団体のメリノール教会に経営を移譲した。孤児院では、孤児のほか、貧困児、一時的に両親の世話を受けられない子ども、そして遺棄された子どもたちが、「保護されるべき」子どもとして見出された。孤児院と併設された聖フランシス・ザビエル学校では、孤児院の子どものほか、「路上にたむろする子ども」たちが集められ、事業の規模を拡大していった。メリノール教会の児童保護事業の中で、学校教育は、より多くの在米日本人の子どもたちを獲得するための手段として利用された。メリノールの宣教目的は、在米日本人の家族に「善きクリスチャン」と「善きアメリカ人」となる機会を提供することにあるとされたが、それは、従来の研究で理解されてきた「アメリカ化」運動とも異なるものであった。すなわち、「善きクリスチャン」となることは、プロテスタンティズムではなく、カトリシズムへの改宗を意味していた。

以上のように、本研究では、20 世紀前半アメリカ・カリフォルニア州における移民流入という社会変動の中に児童保護を位置付けて論じた。州政府は、民間児童保護団体に対して、強力な管理を行わずして、監査や報告によって監督権限を拡大した。一方で、既存の民間・宗教団体もまた、監督を受容しつつ、認可と助成を受けるなど、相互に利用し合ったのである。こうした間接的管理の方法を通して、カリフォルニア州政府は、移民家族に介入した。それらの関係性の中で、「保護されるべき」移民の子どもの姿は、相違を含みつつも、重なり合っていった。具体相を見ると、個々の目的は異なっていながらも、方法や内容において、移民の子どもの保護のあり方は、共有されていた。カリフォルニア州慈善矯正委員会、民間団体、宗教団体の 3 者は、その形態において、緩やかに連帯した「保護複合体」を形成していたといえる。